

学校において予防すべき感染症

2020.3改

■ 感染症の種類と出席停止期間の基準

感染症の種類		出席停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
※ただし、 医師が感染 のおそれが ないと認め たときは、 この限りで はない	指定感染症（ 新型コロナウイルス感染症 ）	
	新感染症	
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	
	百日咳	
	麻しん（はしか）	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	
	風しん（三日はしか）	
	水痘（水ぼうそう）	
	咽頭結膜熱（ブルー熱）	
	結核	
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）		